

平成30年12月12日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

福祉文教委員会

委員長 佐 藤 肇

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について
(2) その他

- 2 調査の経過 12月12日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市いのちを支える自殺対策計画(素案)について、
執行部から報告を受け、質疑を行った。小中学校でのいじめの現
状と対応について及び教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価の結果に関する報告書の提出時期について、質疑を
行った。また、議会報告会の意見・要望の取り扱いについて協議
した。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第105号 魚沼市文化会館条例の一部改正について
- (2) 議案第106号 魚沼市体育施設条例の一部改正について
- (3) 議案第107号 魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (4) 議案第109号 指定管理者の指定について（魚沼市養護老人ホーム南山荘）
- (5) 議案第110号 指定管理者の指定について（魚沼市在宅介護サービスセンター）
- (6) 議案第111号 指定管理者の指定について（魚沼市障害者支援施設ひろかみ工芸）

2 調査事件

- (7) 閉会中の所管事務等の調査について
- (8) その他
 - ・魚沼市いのちを支える自殺対策計画（素案）について
 - ・議会報告会の意見・要望の取り扱いについて

3 日 時 平成30年12月12日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 浅井宏昭、星野みゆき、大平恭児、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、梅田教育長、中村福祉課長、金澤健康課長、堀沢教育次長、
小島厚生室長、桑原介護福祉室長、山田健康増進室長、風間学校教育課長、
鈴木健康課保健師

8 書 記 櫻井議会事務局長、関主任

9 経 過

開 会 (10:00)

佐藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議します。

(1) 議案第105号 魚沼市文化会館条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第1、議案第105号 魚沼市文化会館条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足の資料が配布されておりますので、説明を求めます。

堀沢教育次長 (資料「魚沼市文化会館利用区分時間外料金徴収例」により説明)

佐藤委員長 これから質疑を行います。

大平委員 今ほどのご説明ですと、後に延びる事例はほとんどないので考えていないという形だと思うんですけども、午前の早い段階で、これ7時半となっておりますが、想定ほどのくらい早く前倒しで利用するというのを考えていらっしゃるのか、そこがわかりましたら教えていただきたい。

堀沢教育次長 まず1点目、後ろに延びるのを考えていないのではなくて、この例2では後ろに延びた場合の計算もさせていただいております。ただし、こういった例はほぼないということでもあります。どれくらい早くといわれますと、利用される方の希望が何時からというのによりますので、それに会館のほうが対応できるかできないかということですが、この例に示させていただいたのは7時半から利用したいということに対応したときの例であります。これが8時からということになりますと、当然1時間ということですので職員の出勤時間も7時に出勤せずとも早くなってくるということですので、利用したい方が何時から利用したいのか、それに対応できるかできないのかということが決まると思います。

大平委員 確認なんですけど、じゃそれは応相談ということだと思いますが、夜の部分についても事例はないというふうにおっしゃいましたけれども、今後ここについても応相談という形を考えていらっしゃるのか。

堀沢教育次長 22時が閉館時間になりますので、一般的には全て出ていただく時間になります。先ほどの後ろに延びるといのは、12時で終わらなければならないのが12時半になったとか、17時で終わるはずが17時30分になったとか、そういったことを考えておるのであって、22時から延ばすといのは一般的には考えておりませんが、22時に終わらなかったということになると、応相談といえますか、その部分は超過料金をいただくことになろうかと思えます。職員もその分当然いなければなりませんし、そういった形がありますので、22時で出ていただかなければならないのですので、出だしから22時を超えて申し込みを受け付けるということはずありません。

関矢委員 この計算式でいいますと、時間単価で2割増しを掛けているわけですけども、その根拠といのは、今職員が早出とかという話があったんですが、その辺の説明をお願いしたいのですが。

堀沢教育次長 2割増しといのは、ほかのところでも2割増しでいただいているということと、ほぼ朝のことを考えておるんですけど、今まで朝は職員が出てきて超過勤務の金額を当然支払わなければならない、事業主としては。それで、条例になかったものですから料金をいただかなくて、電気料もかかれば職員の賃金もかかるということでの料金改定と。2割増しといのは、ほかのホールも大体そうになっているということで考えさせていただきました。

関矢委員 ほかのホールといのは市内ですか。

堀沢教育次長 市内にはございませんので、南魚沼市や長岡市を参考にさせていただいたと

ということです。

関矢委員 職員は超過勤務手当、2割5分増しとかあるかと思います。その中で2割ということだと思いますけれども、この計算式でいって、午前を借りて12時から12時半まで、30分から1時間、ここにまた2割増しになりますよね。でも、職員は通常勤務であれば5時までいます。これでも2割増しをとるのか。

堀沢教育次長 ほかのところもそういった形だったということで、そういうふうに出させていただいたということです。

佐藤市長 会館の料金の設定については、時間内に本来は事業をやるというのが原則になっていますので、夜間勤務も当然18時以降は時間外勤務手当がつくわけでありませぬけれども、職員を拘束する関係で、本来は休憩時間を与えなきゃならないところ、休憩時間を与えないで連続して勤務させるという場合に、時間外手当としてはつかないのですけれども、空き時間を使っただけという形です。そこは割増しとしてとっていくというのが一般的な単価の設定料金という形になっていますので、そういった取り扱いをさせていただくというものです。先ほど22時以降はどうなるんだという話になりますけれども、今度は深夜作業になりますので深夜手当が本当は必要になるんですけれども、そこまでは会館としては認めないというスタンスで今までは来ていたということでありませぬので、22時以前に会館を引き払うという形で、3日間連続であれば、設備とすれば残っている形になりますけど職員はそこに勤務しないという形をとっていますので、時間外の設定は必要ないだろうということ考えているのが一般的な設定の仕方ということであると思います。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第105号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第105号 魚沼市文化会館条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第106号 魚沼市体育施設条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第2、議案第106号 魚沼市体育施設条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。

浅井委員 屋内体育施設の須原第1体育館の基本使用料なんですけれども、個人利用で1回100円というのが書いてありますけれども、これは入広瀬体育館と入広瀬スポーツセンターのほうには適用されないのでしょうか。

堀沢教育次長 今市内で個人使用料が載っているのは、堀之内体育館と須原第1の2カ所かだと思います。堀之内体育館は、そのようにつくられている体育館といいますか、つくった当時から何曜と何曜は個人使用という格好のつくり方をしております。発券機で個人の方はそれを買って入っていく。須原第1に関しましては、聞くところによりますと開発センターがあって職員がいたというところで、それで職員対応をなしていたということであり

ます。現在いなくなりましたので、事前に個人であっても申し込んでいただかないと鍵も開けられないという状況になっております。ただし、個人の使用に関しましてはまだ残っているという状況になっております。入広瀬につきましても、入広瀬中学校が入広瀬体育館になったときには、当然個人で使用となりますと鍵を借りて閉めて返すという作業が必要になります。したがって、そういったことは実際に対応がならないということで、個人使用につきましても、入広瀬体育館もほかの体育館と同様に考えておらないということとであります。

浅井委員 堀之内体育館と須原第1体育館は個人利用ができるということなんですけれども、市内の市民の声として個人利用がしたいとか、短時間の利用がしたいとかという声は今までありましたか。

堀之内教育次長 そういう話は伺っておりません。

佐藤市長 体育館の使用については、1人の個人が広いエリア、体育施設を専有するという形になると、団体種目の人たちが使おうとしても使えないという状況をつくってしまうので、極力みんなで使える施設という形で取り扱うのが一般的な体育館の利用の方法ということで、堀之内については、当初からそういったこともあったんでしょうけれども、発券機をつけて個人で使っているということで、一人二人で来てバスケットボールのボードを使ってシュート練習をしている人たちを見かけますし、入広瀬の体育館については、回廊をランニングするような形になっていませぬので、1人で下をランニングするということも考えられるんですけれども、できれば多くの人から使っていただける、1人の方に専有されないことという配慮をまずしているというのが1点ありますので、そういったことで料金設定については体育館施設の半面利用、バスケットボールのコートあるいはバレーボールのコート、バドミントンのコートのエリアで一周くり、それを2セットつくっていくという、全面開放と半面開放という形で作っているのが一般的ですので、そういった取り組みを今までしてきたというのが根底にありますので、そういった形で現状はいくということです。ただ、今までも個人使用は認めていたところを認めなくするとまた問題があるのかなというところもありますので、堀之内については非常に個人使用というか少人数使用というのが結構あるというふうには伺っておりますし、そこは管理人がちゃんとして管理をしながらやっているというようなことであります。そういった現状があることをまずご理解いただいた上でご審議いただければありがたいと思います。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第106号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第106号 魚沼市体育施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第107号 魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第3、議案第107号 魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第107号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第107号 魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第109号 指定管理者の指定について(魚沼市養護老人ホーム南山荘)

佐藤委員長 日程第4、議案第109号 指定管理者の指定について(魚沼市養護老人ホーム南山荘)を議題とします。委員会条例第18条の規定により、本田篤委員の退席を求めます。(本田委員退席) 執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第109号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第109号 指定管理者の指定について(魚沼市養護老人ホーム南山荘)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。本田篤委員の入場を求めます。(本田委員入場)

(5) 議案第110号 指定管理者の指定について(魚沼市在宅介護サービスセンター)

佐藤委員長 日程第5、議案第110号 指定管理者の指定について(魚沼市在宅介護サービスセンター)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。

大平委員 この案件だけ1年なんです。この理由というのがわかりましたら教えてください。

中村福祉課長 今回の指定管理期間を1年間とした理由ですけれども、この施設はこととして指定期間が満了になるわけですけれども、平成30年3月に策定した魚沼市公共施設再編整備計画で今年度中の民営化を目指しておりましたが、財産処分の方法や事業者の選定方式などの調整が整わなかったもので、1年間延長させていただきたいということで1年間とさせていただきました。

大平委員 それでは、じゃ目星がいたら完全に民営化ということで、指定管理からは外れるという位置づけでしょうか。

中村福祉課長 そのような方向を目指しております。

大平委員 なかなかいわゆる社会福祉法人でも介護施設の運営は非常に厳しいと私たちは伺ってきているんですけど、民営化って本当にできるのかなと少々疑問がありますけれども、この方針は外さないで今後ずっと考えていくということによろしいですか。

中村福祉課長 この施設については、広神地区の東側のほうの介護支援、通所介護それから訪問介護、ヘルパーさんがいたり、居宅介護支援とってケアマネがいる施設なんですけれども、その事業をやっていくに当たっては事業者のほうも指定管理ではなく民営化してやっていけるほうがよいというふうな方針とかご要望もありますので、それと公共施設再編整備計画を合わせた中では民営化ができるのではないかというふうに思います。この指定管理者の場合は、今委託料を支払いしておらず、事業の中の給付で施設運営ができてるので、民営化になっても問題ないんじゃないかというふうに思われます。事業を実施することも、人件費それから建物の維持管理を含めて、事業の給付費の中で運営しているので、民営化になっても支障はないのではないかというふうに考えています。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第110号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第110号 指定管理者の指定について(魚沼市在宅介護サービスセンター)については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第111号 指定管理者の指定について(魚沼市障害者支援施設ひろかみ工芸)

佐藤委員長 日程第6、議案第111号 指定管理者の指定について(魚沼市障害者支援施設ひろかみ工芸)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第111号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第111号 指定管理者の指定について(魚沼市障害者支援施設ひろかみ工芸)については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 閉会中の所管事務等の調査について

佐藤委員長 日程第7、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

(8) その他

・魚沼市いのちを支える自殺対策計画（素案）について

佐藤委員長 日程第8、その他を議題とします。まず、魚沼市いのちを支える自殺対策計画（素案）について、資料が配布されておりますので説明を求めます。

金澤健康課長 （資料「魚沼市いのちを支える自殺対策計画（素案）」により説明）

佐藤委員長 これから質疑を行います。

大平委員 何点かお聞きしたいんですけども、まず基本施策5、教育委員会関係の案件だと思います。主にはいじめ対策についての取り組み、各学校の先生方や地域の方だとか、そういう意味の支援体制を書いてあると思うんですけども、課題のところにはいじめ対策については載っていないんですね。魚沼市では事例はないと思うんですが、ほかではいじめによる自殺というのは非常に深刻な問題として受け止められていて、事例も数多く挙がっています。本市はそういうことじゃない分、少し弱いかなという印象を私は受けたんですけども、そこら辺の取り組み、主にいじめ対策の現状や自殺予防、自殺を未然に防ぐための対策、これとのリンクをもうちょっと強調したほうが私はいいと思うんですが、そこら辺の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

金澤健康課長 担当の鈴木保健師に答弁させます。

鈴木保健師 いじめ対策というのは学校現場で行われていると思うんですけども、私ども健康課とのリンクみたいなのが今後相談しながら進めていかなければならないという段階ですので、おっしゃるように少し弱い部分ではあると思うんですけども、今後担当者であったり現場と話をしながら教育体制をつくって実施に向けて進めていきたいなというふうに考えております。SOSの出し方に関する教育というのが、実際に何か困ったことがあったときに、悩みとかを1人で抱え込まないで身近にいる誰でもいいので相談をしましょうというような内容であって、現在学校の中で先生であったりお友達であったりに相談していると思うんですけども、そこだけではなくて地域にもいろいろな人がいるんですというようなことを今後広めていくというような内容なので、これからさらに教育委員会とも相談しながら進めていきたいと考えております。

大平委員 わからないところがあるのでちょっとお聞かせ願いたいんですが、まず15ページの気づきカード、これの中身をちょっと紹介していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

鈴木保健師 気づきカードというのがまだ十分に普及されていないんですけど、申しわけありません、ここについていないんですが、自殺のサインにつながるような眠れないとか、食欲がないとか、気持ちが落ち込むみたいにくつかチェックできるような項目があって、窓口対応等をした職員であったり地域の関係の方が相談を受けたとき、何か気になるなというときにこういう項目が当てはまるのかなというのをチェックして、少しリスク評価をできるようなものです。相談内容等も書いて関係する、例えば健康課などに情報を提供していただいて、一緒に支援につなげていくというものになっているんですが、現在もあるんですけども、まだ周知が不十分で、十分に活用されていない部分もありますし、現在だと庁内だけに周知はしてあるんですけども、地域の支援者の方からもどういった方が心配な方なのかがなかなかわかりづらいというようなお話もいただいているので、地域の方にも気づきカードというのを広めて、連携をよりスムーズにしていきたいなというもので

す。

大平委員 ぜひ気づきカード、後でいただきたいと思います。よろしく申し上げます。あと、地域に今、職員だけではなくて多分民生委員さんあたりが中心になるんじゃないかなと思いますが、そういったときにカードを記入するのもいいんですけど、それを集約して状況を把握することが大変大事になってくると思うので、そこら辺の連絡体制というか、集約体制というか、実施体制といいたいでしょうか、そういうのにもしっかり取り組んでいくようになるんですよね、確認ですけど。

金澤健康課長 資料の後ろのほうに推進会議ですとか、策定委員会ですとか名簿が載っております。いろんな団体から入っていただいておりますので、こういった中で進めていきたいということでもあります。

大平委員 あともう一点、17ページのグリーフケアというのもわからなかったので、グリーフケアのリーフレットとあるんですけど、これについてわかりましたら。

鈴木保健師 グリーフケアというのは、身近な人を亡くされた方に対する支援というようなもので、現在配布しているものは、大切な人を亡くされたときに起こるような気持ちの落ち込みとか、そういうものは普通のもので、それぞれの方のペースで回復していきますというような内容が書いてあったり、なかなか気持ちが回復できないときとか困ったことがあったときには相談先がありますというような、相談先を示したリーフレットになっております。ちょっとわかりにくい言葉等については、注釈も加えていきたいと思います。

大平委員 今のリーフレットも後で見せていただきたいと思います。

星野委員 平成19年度はワースト1位であったということですが、その後もワースト1位でしょうか。

金澤健康課長 24年度は大分数値が高くなってはいますが、ちょっと人口が減ったということで、人数的には19年度より少ないんですけども率は高くなっております。このときはワースト3位くらいでした。

星野委員 ゲートキーパーの育成ということで、この資格というのはどれくらいの講習で、誰でも取得できるようなものなんでしょうか。内容がもしわかればお聞かせ願いたいんですが。

鈴木保健師 ゲートキーパーというのは特に資格というものではなくて、誰でもなれるものというか、ちょっと心配な人に気づいて声をかけて見守って、必要があれば相談機関につなげるという役割を担える人ということで、資格というわけじゃなく誰もがなれるものです。ゲートキーパーという知識を皆さんに知ってもらうために研修などを今後行って、市民の皆様にそういう役割について知っていただきたいと考えております。

関矢委員 2ページの計画の数値目標なんですけれども、国の自殺総合対策大綱で3割減ということで、それで13人から3割で10人の目標値なんですけれども、10年間といいますと、今までの経緯を見ますと、19年が最高で22人だったのが10年経ったら29年で13人まで10人ちょっと減っているわけなんですけれども、ここでこの先10年計画するのに3人減というのは、せっかく計画を立てるのに、大綱では3割だけれども、ちょっと目標値が低すぎるのではないかと。せっかく計画を立てるのであればゼロを目指すとか、1人とか2人とか、その辺にはならないのか。

金澤健康課長 本部会議の中でもそういった話が出ました。ゼロにしたほうがいいんじゃないかな

いかとか話が出ましたけれども、現実これをずっと見たときに10人以下という年がないんです。あまり極端にゼロを目指すよりは、10人を下回る数値に目標をもっていこうということで計画をさせていただきたいと思っております。

関矢委員 10人以下がないんだったら10人以下、9人とか8人とか、そこを目指さないで。10人という年もあったわけだから、計画をつくって前と同じではなかなかインパクトが弱いんじゃないかと思いますが、その辺どうですか。

金澤健康課長 この計画自体は初めてつくる計画なんですけれども、健康づくり計画にも載っております、それが37年まで生きて走っているものですから、それと変えるのもどうかということで、こうさせていただきたいと思っております。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。

・その他

佐藤委員長 これからは委員会内部の協議になりますので、執行部から発言等があれば先にお願ひします。(なし) 委員からご意見、協議事項等はありませんか。

大平委員 さっきの続きになっちゃうんですけど、いじめ対策の現状を聞かせてもらえればと思うんですが、特に関係者の方から非常に悩みが結構尽きないという話もあるので、教育委員会としていじめ対策として、主に小中学校だと思ひますが、どう捉えているのか、かいつまんで教えていただきたいと思ひます。

梅田教育長 現状ですけれども、いじめの報告があがってこないわけではありせん。毎月、あるなしにかかわらず報告を求めています、今あるのは、小学校で靴を隠されたというようにいじめが1件。それも1人じゃなくて4人ほど靴が隠されていまだに見つかっていないというのが1件あります。それから、ある小学校では集団で1人の子をいじわるするというのがございました。今は指導しながら一応収まっております。というように、2件か3件くらい、別の小学校で報告はあがってきております。いじめについてであります、本当に今世間を騒がしているようないじめ、自殺等が起きますと大変なことであります。魚沼市としては、Q-U調査というのを教育費で行っております、今居心地はどうか、いじめられていないかということで、個人個人に相当の質問事項を書いたものを学期1回実施しております、学級の中の状況はどうなっているのか、緩くて一部子どもがやっぱり落ち着かないで先生が今休んでいるという学校が1校ございます。そういう中で、広く客観的なデータをもとにしながら、1学級ずつ外部の指導者が来て状況を確認しながら点検したりしているという温かい学級づくり支援事業を行っております。やっているからといって決して安心はできないんですけど、常に目を光らせながら、指導主事が全部の学校を担当して回ったりしている状況であります。

大平委員 学校等では、いじめが今ご紹介があった事例については、非常に悩みとして教育委員会としてはつかんでいるかと思ひますが、それ以外でも全市的に対策、あるいは今問題になっているのは起きたときの対応についても、あってはならないですけども考えておかなければいけないと思ひ、それについての危機管理体制も非常に不安な部分があるんじゃないかと思ひますよ。そういう意味で、学校サイドも敏感になっていると思ひますし、細かな対応は教育委員会として対応していただきたいんですけど、現状で学校間の

悩みだとか、こういう場合はどうしたほうがいいだとか、勉強会したいんだけどどうだとかというあたりの相談は受けて実施されているところはあるのでしょうか。

梅田教育長 学校によってそれぞれ本当にいろんな事例はあります。今教育支援員さんと、ほとんどボランティアで教員OBが各学校を回っていただいたり、そういう形で個々には対応して、全て文書等で定期的に報告が教育委員会にあがってきています。原則は、そういう1対1の対応だったとしても全学校職員が共有していくというのが今最も大事ではないかと思っておりますので、特別支援学級教育絡みの先生方もいろんな対応をして、そういう情報を教育委員会も共有していますので、常に目を光らせていくことが大事です。各学校にいじめに関する対応の計画がありますので、ただそれがあるからといって機能しているかどうかというのは問題だと思いますが、校長会が月1回ありますので、今回のSOSのことも含めてしっかり点検していきたいと思っています。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。

浅井委員 私のほうから湯之谷小学校の問題についてであります。ランチルームの1、2年生の椅子について問題を提起させていただきましたけれども、背丈に合わず昼食を食べるときの姿勢の悪さなど、この件につきましては湯之谷小学校の校長先生のほうからお聞きしたんですけれども、1、2年生に試験的に背もたれのない丸椅子を使わせたところ、とても姿勢がよくなったとのお話を伺いました。そのほかにも湯之谷小学校の問題がたくさんあり、特に体育館に関する問題が多くありましたので、次回の委員会までに問題を整理し、対応策についても調査できるようお願いしたいと思います。

佐藤委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:56)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:58)

佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。本件については、必要な部分について調査することとします。

本田委員 教育次長にお願いしたいんですけれども、今回の定例会の初日に教育委員会の事業評価の報告がありましたけれども、この時期ではなくて決算期に出していただきたいというのが本音であります。スケジュール的に難しいんですかね。早くなりませんか。

佐藤市長 本田委員がおっしゃるとおり、事業評価については次年度の予算にも影響してくる話でありますので、本来は決算期と合わせて出してくるのが時期的にはベストではないかという気がしています。そうしないと方向性が見えないというのもありますので、次年度以降の方向性を示す評価であると考えれば、評価を含めた決算であるという形のほうがベストであろうと思いますが、いかんせん事務全てがまだそういった状況で完璧になっておりませんので、今後ほかの部門も含めてそういう形で出せるよう事務を進めるように指示したいと思います。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、執行部は退席ということにさせてい

ただきたいと思います。(執行部退席) しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:00)

再 開 (11:10)

佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

・議会報告会の意見・要望の取り扱いについて

佐藤委員長 次に、議会報告会の意見・要望の取り扱いについてを議題とします。これより、議会報告会の意見・要望の取り扱いについて協議願います。11月22日開催の全員協議会で各議員へ資料が配布されています。当委員会への意見・要望については、配布済みの平成30年第2回議会報告会意見・要望取り扱い区分のとおりであります。本委員会に該当するのは、ナンバー33から45までの13項目であります。事前に私と事務局で検討を加え、取り扱いの区分について記入した資料を配布させていただいております。これから検討をお願いします。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:11)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (11:17)

佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に協議いただきました。ナンバー33についてはC、ナンバー34についてはA、ナンバー35についてはA、ナンバー36についてはC、ナンバー37についてはA、ナンバー38についてはC、ナンバー39についてはC、ナンバー40についてはB、ナンバー41についてはC、ナンバー42についてはC、ナンバー43についてはA、ナンバー44についてはA、ナンバー45についてはCとすることにご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。本件については以上といたします。ほかに委員の皆様からは意見、協議事項等はありませんか。(なし) これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。本日の福祉文教委員会は、これで閉会とします。

閉 会 (11:19)